

ごまめの  
歯ざしりの

(商標登録番号・第4234817号)

— 第53号 —

河野太郎事務所

ツイッター @konotarogomame

電子メール tarokono1963@gmail.com

ホームページ <http://www.taro.org/>

自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所

〒254-0811 平塚市八重咲町26-8

TEL 0463-20-2001 FAX 0463-20-2002

茅ヶ崎事務所

〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F

TEL 0467-86-2001 FAX 0467-86-2002

議員会館

〒100-8982 千代田区永田町2-1-2

衆議院第二議員会館1103号室

TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

河野太郎外相が電話会談をしたということが最近、よくニュースで取り上げられるからでしょうか、電話会談とはどうやるのですかという質問をよくいただきます。

電話会談は、まず、どういう用件で、何時から外相同士で電話会談をしようということを双方で打ち合わせをして決めるところから始まりません。日韓や日中の場合は時差もほとんどないので時間は問題ではありませんが、アメリカやヨーロッパなどの場合はどちらかが朝早くあるいは夜遅くになってしまうこともあります。

双方が運よく役所の大臣室にいることもあります。片方が飛行機に乗っていたり、出張先にいたり、ということもしばしばあり、その場合は何番の電話にかけたらいのかと

いう確認もしなければなりません。

電話会談といっても受話器を持って、もしもしとやるわけではありません。スピーカーの付いた会談用の電話を前に、外務大臣以下関係部局の人間がテーブルを囲んで耳を澄ましているところを想像してください。

## 電話会談

相手が英語の場合は通訳なしでやる場合が多いのですが、相手が英語

以外の場合は通訳が入ります。その場合は、外務省の通訳が私の隣に座って、私の話す日本語をマイクに向けて通訳していきます。相手の話す言葉は、相手国が日本語の通訳を用意

する場合とこちら側の通訳が両方の通訳をする場合があります。

英語圏の場合でも専門用語が多い貿易・通商関係の場合は、念のため通訳を入れます。アメリカのライトハイザー通商代表との会談は、雑談しているときは英語ですが、本題

に入ると私は日本語に切り替えます。

ちなみにライトハイザー通商代表は、私と同じワシントンDCのジョージタウン大学の卒業生で、母校にとってもなく誇りを抱いています。彼にかかると、ハーバード大学もスタンフォード大学もどうしようもない

大学で、ジョージタウン大学だけがちゃんとした教育機関ということになります。だから彼によれば、私は

ちゃんとした教育を受けた初めての日本の外務大臣で、彼はちゃんとした教育を受けた初めてのアメリカの通商代表ということになります。(笑)

英語で電話会談をやる場合でも、相手が英語のなまりが強くてわかりにくい時は、無理せずに通訳を入れます。相手のなまりが強く、しかもきちんとマイクに向かって話をしていない時など、何を言っているか聞き取れず、何度も聞き返すこともあります。

通訳が入っていると、相手が想定外の質問をしてきたときなどに、通訳している時間にメモを入れてもらったりすることができるという利点があります。やはり人間関係を築くという観点から言えば、直接話をすることが大切です。

# 核兵器禁止条約と核廃絶決議

核兵器禁止条約について、なぜ日本政府は唯一の被爆国なのに署名できないのかと、多くの方から聞かれます。

核兵器は、いったん使われると広い範囲で多大な惨禍をもたらします。核兵器の使用に人道的なものはありません。唯一の被爆国として誰よりもそれを知る我が国が核兵器の廃絶を目指すのは当然ですし、今後それも変わりません。一方で、核兵器の脅威が未だ現実に存在する状況において、あらゆる手段を講じて国民の生命・財産を守ることが、政府として当然の責務です。核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の二つの観点が常に重要です。

人道の観点からいえば、核兵器禁止条約が目指す核兵器の廃絶という目標は、我が国ももちろん共有しています。しかしこの条約には、米国、ロシア、英国、フランス、中国といっ

た核兵器国が反対しています。現実的に核軍縮、核廃絶を実現するためには核兵器国を動かす必要があります。残念ながらこの条約ではそれができません。また、現実の安全保障の観点を踏まえていないことから、日本や韓国、ドイツをはじめとしたNATO諸国といった核兵器の脅威に晒されている非核兵器国からの支持も得られていません。核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約の採択に賛成した国は、中南米、大洋州やアフリカなど、核兵器の直接の脅威に晒されていない国がほとんどでした。

このままでは、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、非核兵器国同士の間ですら隔たりを深めることとなりかねません。

安全保障の観点でいうと、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の進展は、我が国を含め、この地域と国際社会

全体の平和と安定にとって、これまでにない重大かつ差し迫った脅威となつていきます。北朝鮮は先日、「日本を沈める」といった声明を出しました。戦後こ

こまで明確な形で我が国の安全を脅かす言動を行ったのは、北朝鮮が唯一かつ初めてです。核兵器の使用をほめかす北朝鮮のような存在にその使用を思いとどまらせるには、もし核を使えば自らも同様の、あるいは、それ以上の堪え難い報復にあらうと認識させることが必要です。こうした考え方を抑止といいます。北朝鮮のように、実際に核兵器の使用をほめかす、多数のミサイルの発射すら行いかねない相手に対しては、通常兵器だけで抑止を効かせることは困難であり、核兵器による抑止がどうしても必要となります。さりとて、非核三原則を国是として掲げる日本が、自ら核抑止力を保有する選

択肢はありません。国民の生命と財産を守るためには、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力に頼る以外なのが現実です。

核兵器禁止条約は、こうした厳しい安全保障環境を十分考慮することなく、核兵器の存在自体を直ちに違法化するものです。したがって、この条約がいかに核兵器廃絶という崇高な目的を掲げているものであつても、核兵器を直ちに違法なものとする核兵器禁止条約に参加すれば米国による抑止力の正当性を損なうことになり、結果として、日本国民の生命や財産が危険に晒されても構わない、と言っているのと同じことになります。これでは、北朝鮮のような相手に対して誤ったメッセージを送ることとなりかねません。

国民の生命と財産を守る責任を有する政府としては、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に核軍縮を前進させる道筋を追求していく必要があると考えており、核兵器を違法なものとして、直ちにその廃棄を各国に求める核兵器禁止条約は、核兵器廃絶に向けた我が国

の考え方とは異なるものであり、この条約に署名することはできません。

では、地道に核軍縮を進める道筋とはどんなものでしょうか。核兵器廃絶を目指す上で、まずは、世界に一万六千発程あるとされている核兵器を、米、ロシア、中国といった核兵器国が実際に削減していくことが必要です。そして、その数が極めて低くなった時点で、核兵器の廃絶を目的とした法的な枠組みを導入することが最も現実的ではないかと考えています。その場合には、核兵器が確実に廃棄されたか、再び生産されていないか等を国際的にきちんと検証できる仕組みも必要です。

こうした現実的な道筋を歩んでいくためには、核兵器国と非核兵器国、また、非核兵器国の間での信頼関係の再構築を行うことが重要です。そのため、我が国は、率先して立場の違う国々の間の橋渡しの役割を果たし、核兵器国もしっかり巻き込む形で現実的かつ実践的な取組をリードすべく、粘り強く取り組んでいきます。先般、国連で米英仏の賛成を得て可決された我が国提出の核兵器

廃絶決議もまさにこうした考えに基づき取組のひとつです。

この核廃絶決議案は、一九九四年に日本が「究極的核廃絶決議」を初めて国連に提案し、採択されました。その時の外務大臣は、河野洋平外務大臣でした。

それ以来、その時々々の核軍縮に関する課題を織り込みながら、全面的な核廃絶を目指して、毎年、日本は核廃絶決議案を提出し続けてきました。

今年、核軍縮に関する課題は二つありました。

一つは北朝鮮が再び核実験を行い、また、ミサイルの発射を繰り返すというこれまでにない重大かつ差し迫った脅威の中で、現実的にどうすれば核軍縮を進めていくことができるだろうかということ。

もう一つは、前述のように、核兵器禁止条約が七月に採択されるなかで、核兵器国と非核兵器国の間で核軍縮の進め方を巡って対立が深まり、非核兵器国の間でも、それぞれの国が置かれた安全保障環境によって立場の違いが明確になっているという

課題に直面しており、こうした異なる立場の国々にどうやってもう一度お互いに歩み寄ってもらうかということ。

核兵器禁止条約が、核廃絶の理想を掲げると同時に核軍縮・不拡散の重要性に向けた認識を国際社会に広くひろめたことは評価されるべきですが、核兵器国が一つも参加しなれば、現実的な核軍縮は進みません。こうしたことから、日本は、今回の決議案に関して、大きく二つの目標を掲げました。

一つは、立場の異なる国々間の橋渡しを行い、「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会が一致団結して取り組むための共通の基盤を提供したいとの観点から、一か国でも多くの核兵器国に賛成、さらに共同提案国となってもらうことによって、核兵器国の核軍縮・不拡散への決意を再確認できる決議案にすること。

また、自らを取り巻く安全保障環境を理由に核兵器禁止条約に参加しなかったドイツ、イタリア、トルコ、ポーランド、スペイン、エストニア、フィンランド、ジョージア、ラトビア、リトアニアなどに加えてオース

刻な北朝鮮の核・ミサイル問題の状況を反映し、不拡散や安全保障の重要性に言及すると同時に、核廃絶に向けたアプローチは様々あるが、核兵器国による削減努力とともに、すべての国々の協力と信頼の再構築が重要だという点を新たに付け加えました。

そして、昨年、決議案提出後に共同提案国となったアメリカは、今年決議案提出時の原共同提案国になりました。さらに、昨年まで二年間採決で棄権したイギリスも原共同提案国に名を連ね、同様に二年棄権したフランスも今年は採決で賛成に回りました。五つある核兵器国のうち二つが原共同提案国となり、三つが賛成しました。

さらに核兵器禁止条約の採択に賛成した国の中から一八か国が原共同提案国となり、八六か国が日本の決議に賛成してくれました。

また、自らを取り巻く安全保障環境を理由に核兵器禁止条約に参加しなかったドイツ、イタリア、トルコ、ポーランド、スペイン、エストニア、フィンランド、ジョージア、ラトビア、リトアニアなどに加えてオース

トラリアも原共同提案国に加わり、日本の他、四五か国が原共同提案国となりました。

その後も共同提案国は増え続け、最終的に七七か国となりました。

採決の結果、全体で一四四か国が賛成し、(ロシア、中国、北朝鮮、シリアの四か国が反対)、今年も決議案が採択されました。

一部の報道で、この決議案が核兵器禁止条約に触れていないことを批判したものがありません。

核兵器禁止条約が理想を掲げると同時に核軍縮に関する認識を国際社会に広める役割を果たしているのに対し、この決議案は実際に核兵器を保有している核兵器国の核軍縮への決意を再確認すると同時に、現実的な核軍縮に向けて、国際社会が一体となって一歩ずつ歩みを進めようとするものです。

二つの違ったアプローチではありますがどちらも核軍縮を進めようとしているわけですし、日本の決議案もその点「様々なアプローチ」と言及しているのですから、核兵器禁止条約に触れていないことだけをもって批判するのは的外れだと考えてい

ます。

国連総会第一委員会では採決された決議案は日本が提出した決議案だけではありません。今回、国連加盟国から提出され、採決された決議案の中で、核兵器禁止条約に触れた決議案はいくつもあります。そのなかで日本の決議案が核兵器国と核兵器禁止条約に賛成した非核兵器国、また賛成しなかった非核兵器国を含む形で最も賛成票を多く集めました。日本の決議案が、国際社会で最も広く支持されていることがわかります。

今後、我が国としては、NPT(核兵器不拡散条約)やCTBT(包括的核実験禁止条約)、FMCT(核兵器用核分裂性物質生産禁止条約)といった核兵器国も非核兵器国も参加する取組を着実に実施していくべく、各国への働きかけを強めていきます。

本年一月下旬には、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第一回会合を広島市で開催します。この分野で優れた識見を持つ有識者の忌憚ない議論を通じ、核兵器国と非核兵器国の間の信頼関係の再構築に資する提言を得たいと考えています。

## 日本デンマーク外交関係樹立一五〇周年

私は、日本デンマーク友好議員連盟の会長を務めています。

今年二〇一七年は、日本デンマーク外交関係樹立一五〇周年の記念の年です。日本とデンマークの修好条約は、徳川幕府が諸外国と締結した最後の条約となりました。将軍徳川慶喜が日本を代表して署名していますが、「源慶喜」と署名しています。

この条約の原本は、日本では関東大震災で焼失してしまいましたが、デンマークに残っていた原本の精密なコピーが作られて、一五〇周年を記念して日本に寄贈されました。

日本からは皇太子殿下がデンマークを訪問され、私も友好議員連盟の会長としてゴールデンウィークにコペンハーゲンで催された桜祭りに出席し、デンマークの自治領であるグリーンランドとフェロー諸島を訪問しました。

そしてデンマークからもフレデリック皇太子殿下とメアリー妃殿下が来日され、式典やさざまな行事が行われました。メアリー妃殿下はオー

ストラリアのタスマニア島出身で、シドニーオリンピックを訪れていたフレデリック皇太子に皇太子とは知らずにバーで出会ったことからやがてご結婚されることになりました。写真はフレデリック皇太子殿下ご夫妻を記念式典にお迎えする私とサムエルセン・デンマーク外相(左端)です。



### 平塚事務所移転のお知らせ

平塚事務所が下記所在地に移転となりました。お近くにお越しの際にはぜひお立ち寄りください。

#### 《事務所移転先》

〒254-0811  
平塚市八重咲町26-8  
TEL : 0463-20-2001  
FAX : 0463-20-2002